

# 平成24年度 小郡市国民健康保険税の税率表

平成24年度(平成24年4月～25年3月)の国民健康保険税率は、下の表のとおりです。  
 新年度の納税通知書と納付書(口座振替通知書)は、7月中旬頃世帯主宛に送付します。

課税分類	課税区分	用語の解説	小郡市の国保税率		
			平成24年度	平成23年度	
医療保険分 (0～75歳未満)	①所得割	世帯内の被保険者の前年所得による (前年所得－33万円)×税率	8.0%	7.5%	
	②均等割	世帯内の被保険者1人あたりの額	24,000円	23,000円	
	③平等割	世帯ごとの定額保険税	24,000円	23,000円	
	A 医療保険分合計 ①+②+③				
	限度額	限度額を超えた分は賦課されません	51万円	51万円	
後期高齢者 支援金分 (0～75歳未満)	①所得割	世帯内の被保険者の前年所得による (前年所得－33万円)×税率	2.6%	2.5%	
	②均等割	世帯内の被保険者1人あたりの額	7,000円	7,000円	
	③平等割	世帯ごとの定額保険税	7,000円	7,000円	
	B 後期高齢者支援金分合計 ①+②+③				
	限度額	限度額を超えた分は賦課されません	14万円	14万円	
介護保険分 (40歳以上65歳未満)	①所得割	世帯内の被保険者の前年所得による (前年所得－33万円)×税率	2.3%	2.3%	
	②均等割	世帯内の被保険者1人あたりの額	7,000円	7,000円	
	③平等割	世帯ごとの定額保険税	7,000円	7,000円	
	C 介護保険分合計 ①+②+③				
	限度額	限度額を超えた分は賦課されません	12万円	12万円	

- ※1. A、B、Cの合算が、平成24年度の世帯の国民健康保険税の年税額です。
- ※2. 赤色で表示している数字が、24年度の改定部分です。

## 平成23年中の所得の申告はお済みですか？

国保税の  
申告期限は  
4月16日まで

国保税の算定や医療の給付を正しく行うために、お早めの所得申告にご協力をお願いします。申告がない場合は、所得に応じた制度を適用できないため、医療費の自己負担限度額が高額となるなどの不利益が生じる場合があります。

### ●申告に必要なもの

- ①平成23年の源泉徴収票又は年間所得の把握できる書類
- ②印かん
- ③所得控除(生命保険料など)の証明書類

### ●申告場所

- ①平成24年1月1日に市内に在住している方  
税務課市民税係(⑤番窓口)
- ②平成24年1月2日以降に小郡市に転入された方  
国保年金課国保係(⑧番窓口)

### ●申告の必要がある方

- ①世帯主(本人が被保険者ではない場合も含む)
- ②被保険者
- ③国保から後期高齢者に移行した旧被保険者  
※前年中に所得がなかった方でも「ない」という事実を申告していただく必要があります。

上記にかかわらず、以下の人は申告の必要はありません

- ①既に所得税の確定申告や市・県民税の申告をした人
- ②収入が給与のみで、給与支払報告書が会社から市役所に提出されている人
- ③収入が公的年金のみで、公的年金支払報告書が年金支払者から市役所に提出されている人(※公的年金のうち、遺族年金・障害年金のみを受給されている方は、支払報告書が市役所に提出されないため申告が必要です。)

【問合せ先】小郡市役所 国保年金課 国保係 ☎ 72-2111 内線 424・425

# 国民健康保険からのお知らせ

前号の広報(3月1日号)でお知らせしたとおり、小郡市の国民健康保険(国保)加入者の医療費は、全国的に見て医療費の高い福岡県の中でも特に高い水準で増加しています。この医療費は、国保の運営にどのような影響を与えているのでしょうか。

## 国保財政のしくみ

国民健康保険は、市の一般会計とは別に、国民健康保険特別会計で経理を行っています。特別会計の財源は、その会計の目的以外に使われることはありません。

収入のほとんどは、みなさんが納める国保税や国・県などからの補助金・交付金です。一方、**支出の大半は保険給付費(医療費などの給付)**が占めています。

### ●平成22年度小郡市国保特別会計決算状況



**後期高齢者支援金**  
「後期高齢者医療制度」を支えるために、75歳未満の人が保険税として負担する費用

**介護納付金**  
「介護保険制度」を支えるために、40歳以上65歳未満の人が保険税として負担する費用

**共同事業拠出金**  
高額医療費を広域で平準化するための事業に出す費用。市町村からの拠出金を県単位で調整後、交付金として受け取ります。

**繰上充用金**  
歳出に対して足りない財源を次年度の予算から前借りして補てんするもの。いわゆる赤字です。

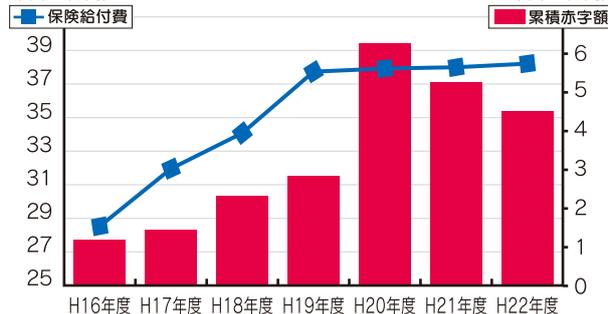
#### 用語解説

小郡市の国保特別会計は、保険給付費の増大等のために、平成16年度から赤字が続いています。

毎年の赤字は、次年度予算からの前借りで補てんしていますが、結果、22年度決算時点で**約4億4千500万円の累積赤字**が生じています。23年度以降の収支も赤字見込みとなっており、このままでは健康保険制度を維持することができなくなってしまいます。

また、近い将来、国保は県単位で広域化されることが国の方針で決まっています。広域化の際には、市町村はそれぞれの赤字を清算しなければなりません。一度に巨額の負担をしなくて済むよう、計画的・長期的に赤字を解消していく必要があります。

### ●国保特別会計の累積赤字の推移 (単位: 億円)



## 国保税の改定にご理解とご協力をお願いします

これからもみなさんに安心して医療を受けていただくためには、

国民健康保険の財政を健全なものにしていかなければなりません。

このため、被保険者のみなさんにはご負担をしていただくこととなりますが、

平成24年度から次のページの表のとおり国保税の改定を行います。

### Q1. 今後も税率は変わっていくのですか？

改定の目的は、増大する医療費の補てんと累積赤字の解消です。今後も医療費が増え続ければ、更なる税率改定を検討する必要が生じることも考えられます。

### Q2. 税負担を抑えるためにできることは？

赤字会計の立て直しには、家計と同様、支出を減らし、収入を増やす努力が不可欠です。

**支出の大半は医療費ですから、みなさんが医療費の適正化に努めることで、今後の税負担を軽減できる可能性があります。**

なお、小郡市では保険者として次のような取り組みを行っています。

- ・滞納されている国保税に対する徴収の強化
- ・国の補助率の引上げや医療制度の見直しに対する要望
- ・医療機関からの保険請求の内容チェック
- ・健診による将来の医療費適正化・・・など

次号(5月1日号)では、医療費の詳しい状況や、適正化のためにはどのようなことができるのかを見ていきます。